

千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、犯罪被害者やその遺族が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るため、犯罪被害者又はその遺族に対し、この要綱に基づき、千葉県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 犯罪被害のうち、身体に対する被害であって、医療機関での治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合、支給対象者が複数の見舞金の支給を受けることとなる場合、又は重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合には、支給額の合計の上限を30万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

イ 支給額

30万円

ロ 支給対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号に定める見舞金の給付後に死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する次条第3項及び第4項に定める第1順位の遺族

(2) 重傷病見舞金

イ 支給額

10 万円

ロ 支給対象者

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において県内に住所を有するもの

- 2 前項各号に掲げる見舞金について、支給対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

- 第4条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給対象者の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(見舞金支給の要件)

第5条 見舞金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに支給するものとする。

- (1) 犯罪被害を受けた際、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できること。
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定による申出がなされた時点において、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日をいう。）から1年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から7年を経過していないこと。
- (3) 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合、死亡した時点において、当該犯罪行為が行われた時から1年を経過していないこと。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第6条 知事は、次の各号に掲げるときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、当該犯罪被害につき、他の都道府県から当該見舞金と同種の見舞金の支給を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含み、婚姻の届出がされているが、事実上婚姻関係が破綻していた場合を含まない。）があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位の遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(5) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為（ロに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為。

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。

(6) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給の申請）

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ知事に申し出た上で、千葉県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

- (3) 申請を行う者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (5) 申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 第1順位の遺族が2人以上あるときは、千葉県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ知事に申し出たうえで、千葉県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書であって、受傷日、治療期間、入院日数及び病名を明記したもの
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類
- (3) その他、知事が必要と認める書類

（見舞金の支給）

第8条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容の審査を行い、支給要件を満たしていると判断した場合は、速やかに見舞金を支給しなければならない。

2 知事は、前項の審査に際し、申請者その他の関係者に対し、当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合において、知事は、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、見舞金の支給後においても適用があるものとする。

(見舞金の返還)

第9条 知事は、見舞金の支給を受けた者が支給要件を満たさないと判明したときは、見舞金の返還を求めることができる。

2 知事は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給を受けたと認めるときは、見舞金の返還を求めることができる。

3 前2項の規定により知事が見舞金の返還を求めたときは、当該見舞金の支給を受けた者は、知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(市町村への情報提供)

第10条 知事は、犯罪被害者又はその遺族が市町村から支援を受けるにあたり必要となる場合であって、当該犯罪被害者又はその遺族の同意を得られた場合は、見舞金の支給にあたり取得した次の各号に掲げる個人情報に記載された文書を市町村に対して提供することができる。

(1) 見舞金に関する申請書及び添付書類の写し

(2) 事前連絡書の写し

(3) 見舞金の支給決定に係る文書の写し

(4) 見舞金を返還することとなった場合、返還に係る文書の写し

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、生活安全・有害鳥獣担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

(支給要件の特例)

2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生した犯罪行為に起因する犯罪被害であって、同期間に犯罪被害を知ったときに係る第5条第2号の規定の適用については、「犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合にあつてはその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合に

あつては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日をいう。）から 1 年を経過して」とあるのは、「令和 5 年 3 月 31 日を徒過して」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。